

平成17年 6 月29日

株 主 各 位

大阪市中央区北浜四丁目 5 番33号

住友信託銀行株式会社

取締役社長 森 田 豊

定 時 株 主 総 会 決 議 ご 通 知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申しあげます。

さて、本日開催の当社第134期定時株主総会において下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報 告 事 項
1. 平成17年 3 月31日現在の連結貸借対照表、第134期（平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日まで）連結損益計算書及び営業報告書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 平成17年 3 月31日現在の貸借対照表及び第134期（平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日まで）損益計算書報告の件

本件はその内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第 1 号議案 第134期利益処分計算書案承認の件

本件は原案のとおり承認可決されました。なお、利益配当金は普通株式 1 株につき12円と決定いたしました。

第 2 号議案 定款一部変更の件

本件は原案のとおり承認可決されました。定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
(発行株式総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は32億646万株とし、このうち30億株は普通株式、2億646万株は優先株式とする。ただし、株式の消却または優先株式につき普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。 (基準日) 第7条 当会社は、毎営業年度末の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。 (議長) 第11条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。 (員数) 第15条 当会社に取り締役20名以内を置く。 (新設)	(発行株式総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は31億2,500万株とし、このうち30億株は普通株式、1億2,500万株は優先株式とする。ただし、株式の消却または優先株式につき普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。 (基準日) 第7条 当会社は、毎営業年度末までに発行された株式については、<u>同年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主</u>(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 <u>なお、営業年度末日の翌日から定時株主総会までに発行された株式については、当該株式発行時の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> 前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。 (議長) 第11条 株主総会の議長は取締役会において<u>あらかじめ定めた取締役がこれにあたる。</u> <u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。 (員数) 第15条 当会社に取り締役15名以内を置く。 (解任) <u>第16条の2 取締役は株主総会の決議によってこれを解任できる。</u> <u>前項の取締役の解任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</u>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
(取締役会) 第17条 当会社の取締役全員をもって取締役会を組織する。 取締役会は取締役会長が招集しその議長となる。取締役会長を置かないときまたは事故があるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。 取締役会招集の通知は会日から1週間前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってする。 取締役会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名なつ印する。 (新設)	(取締役会) 第17条 当会社の取締役全員をもって取締役会を組織する。 取締役会は取締役会長が招集しその議長となる。取締役会長を置かないときまたは事故があるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。 取締役会招集の通知は会日から3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってする。 取締役会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名なつ印する。 (解任) <u>第24条の2 監査役は株主総会の決議によってこれを解任できる。</u> <u>前項の監査役の解任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</u>

第3号議案 取締役11名選任の件

本件は高橋 温、森田 豊、幡部高昭、荒木二郎、藤井豪夫、渋谷正雄及び井上育穂の7氏が再選され重任し、新たに中井正彦、鈴木 優、安藤友章及び常陰 均の4氏が選任され就任いたしました。

第4号議案 監査役2名選任の件

本件は新たに野口裕史及び平尾光司の両氏が選任され就任いたしました。

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は取締役及び監査役の退職慰労金制度廃止に伴い、退任又は重任の取締役村上仁志、高橋 温、森田 豊、幡部高昭、櫻井俊治、宮川和雄、荒木二郎、藤井豪夫、渋谷正雄、井上育穂及び青山行男の11氏並びに退任又は在任中の監査役田辺榮一、鈴木 優、高村幸一、廣江恒夫及び前田 庸の5氏に対し、それぞれ当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することとし、その贈呈の時期は取締役及び監査役を退任される時、退職慰労金の具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以 上

おって、同日開催の取締役会において、取締役会長に高橋 温、取締役社長に森田 豊
が選任され、また次のとおり執行役員が選任され、それぞれ就任いたしました。

専務執行役員 (取締役を兼務)	幡部 高昭	常務執行役員 (取締役を兼務)	常陰 均
専務執行役員 (取締役を兼務)	荒木 二郎	執行役員	千田 正
専務執行役員 (取締役を兼務)	藤井 豪夫	執行役員	涌田 暢之
専務執行役員 (取締役を兼務)	渋谷 正雄	執行役員	深澤 隆
専務執行役員 (取締役を兼務)	井上 育穂	執行役員	浅井 英彦
常務執行役員 (取締役を兼務)	中井 正彦	執行役員	中林 義雄
常務執行役員	井上 政清	執行役員	堅田 憲弘
常務執行役員	大塚 明生	執行役員	松井 孝
常務執行役員	向原 潔	執行役員	縄田 満児
常務執行役員 (取締役を兼務)	鈴木 優	執行役員	草川 修一
常務執行役員	杉田 光彦	執行役員	服部 力也
常務執行役員	奥野 博章	執行役員	雨宮 秀雄
常務執行役員 (取締役を兼務)	安藤 友章	執行役員	筒井 澄和



環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。